

**市民会館整備基本構想・基本計画策定業務  
公募型プロポーザル 技術提案書作成要領**

1 件名

市民会館整備基本構想・基本計画策定業務

2 技術提案書の提出

本作成要領に基づき、次の書類を提出してください

(1) 提出資料

- ① 技術提案提出書（様式 10）
- ② 計画にあたっての考え方（様式 11）
- ③ 課題に対する提案（様式 12）、（様式 12-2）

(2) 提出部数 10 部

(3) 提出期限 平成 27 年 7 月 27 日（月）17 時 00 分必着

(4) 提出先 指宿市 教育部 社会教育課 管理係

住 所 〒891-0403 鹿児島県指宿市十二町 2290（時遊館 Cocco はしむれ）

電 話 0993-23-5100 FAX 0993-23-5000

E メール kyoiku-shakai@city.ibusuki.lg.jp

(5) 提出方法 郵送又は持参（郵送の場合は一般書留、簡易書留又は配達記録郵便のいずれかとし、提出期限までに必着とする。）

(6) その他 所定の様式以外の書類は受理しません。

(7) 参加辞退 辞退した場合も不利益な扱いを受けることはありません。

3 技術提案書の内容

(1) 提案書は、提案課題等に沿った内容で作成してください。

(2) 技術提案書は、別添の所定の様式に基づき作成するものとします。

(3) 用紙の大きさ、向きは、原則 A 4 版縦（一部 A 3 版横折込み）とします。

(4) 提案にあたっては、次の項目に関する事項を所定の様式に記載してください。

- ① 「計画にあたっての考え方」（様式 11）
- ② 「課題に対する提案」（様式 12）、（様式 12-2）

(5) 「計画にあたっての考え方」（様式 11）の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

- ① 文字は注記等を除き原則として 10 ポイント以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。
- ② 記入にあたっては、要点を明確にし、簡潔に記述してください。

(6) 「課題に対する提案」(様式 12)、(様式 12-2) では、次の課題に対する提案を記載してください。

- ① 課題-1 ホール等の計画において、設計者として重要と考える点について
- ② 課題-2 環境への配慮とランニングコスト削減について
- ③ 課題-3 建設コスト低減への取り組みについて

(様式 12、12-2) の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

ア 提案書は A 4 版縦 (A 3 版横の場合は折込み) とし、課題毎に各 1 枚にまとめてください。

イ 提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。

ウ 説明文は注記等を除き、原則として 10 ポイント以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください

エ 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能です。

※ 設計の内容を具体的に表現する必要はありません。

オ 設計者を特定できるような名称、マーク、サイン等を表現しないでください。

#### 4 質疑書の提出

本要領等の内容について疑義がある場合は、次により「質疑書」(様式 3) の提出をお願いします。質疑内容及び回答については、技術提案書の提出者全員にお知らせします。なお、質疑事項のない場合は提出不要です。

- (1) 提出期限 平成 27 年 7 月 21 日 (火) 17 時 00 分必着
- (2) 提出先 2-(4) に記載の事務局
- (3) 提出方法 電子メールに限る。(送信後に電話で確認すること。)
- (4) 回答日 平成 27 年 7 月 23 日 (木)
- (5) 回答方法 技術提案書の提出者全員に電子メールで回答します。
- (6) その他 質疑事項の内容によって回答できない場合があります。

#### 5 プロポーザルに関するヒアリング

提出された技術提案書等について、次のとおりヒアリングを行います。

- (1) 実施日時 平成 27 年 8 月 11 日 (水) を予定
- (2) 実施場所 指宿市役所を予定
- (3) 対象者 第一次審査において選定され、技術提案書を提出した者
- (4) 内容 提出された技術提案書の説明実施後、審査員による質疑を行います。
- (5) 出席者 総括設計責任者を含む 3 名以下とします
- (6) その他 時間等詳細については、別途お知らせします。

## 6 その他

- (1) 技術提案書の作成及び提出・ヒアリング出席等に係る費用は、参加申込者の負担とします。
- (2) 無効となるプロポーザル、失格となる提案者
  - ① 技術提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
  - ② 技術提案書作成要領に指定する技術提案書の様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
  - ③ 技術提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - ④ 技術提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
  - ⑤ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
  - ⑥ 虚偽の内容が記載されているもの。
  - ⑦ 本プロポーザルに関して審査委員会との接触があった者。
  - ⑧ ヒアリングに出席しなかった者。
- (3) 手続において使用する言語及び通貨
  - ① 言語 日本語
  - ② 通貨 日本国通貨